

税務ワンポイント

《消費税インボイス発行事業者登録制度受付まもなく開始》

今回は、来月（令和3年10月）から受付開始となる「インボイス発行事業者登録制度」で質問の多い事項について3月1日号のおさらいも含めてポイントを説明します。

インボイス発行事業者登録手続き

発行事業者の登録ができるのは課税事業者に限られ、その登録申請書は令和3年10月1日から提出できる。（これより前には受け付けていません。）

インボイス制度が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには

令和5年3月31日までに登録申請書を税務署に提出する必要があります。

なお、免税事業者が令和5年10月を含む課税期間（導入初年度）中に登録を受ける場合は、課税事業者選択届出書の提出を省略できます。（令和5年3月31日までに登録申請書を提出しておけば、令和5年10月1日から課税事業者となり、同日よりインボイスの発行が可能となります。）

登録は必ずしなければならない？

登録を受けるかどうかは任意です。

ただし、登録を受けなければインボイスの発行ができず、取引先が仕入税額控除を受けることができません。

一方、例えば、取引先が消費者や免税事業者ばかりでインボイス発行不用である先ばかりなら登録の必要はないなど個別判断が必要です。

インボイス発行が免除される取引とは？

- ① 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合または森林組合等に委託して行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

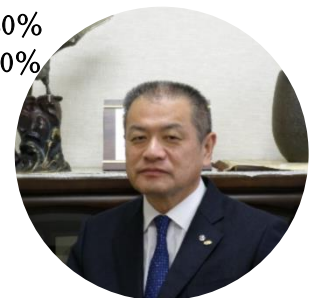
免税事業者からの仕入税額控除の経過措置

インボイス制度が導入されても最初の6年間はインボイス発行登録事業者でない者からの仕入であっても、帳簿等に必要事項の記載を条件に、一定割合の仕入税額控除を認める経過措置が設けられています。

令和5年10月1日～令和8年9月30日の3年間：仕入税額相当額の80%

令和8年10月1日～令和11年9月30日の3年間：仕入税額相当額の50%

ご不明な点や「もっと詳しく知りたい」などございましたらお気軽にお尋ねください。



<文責：蜂矢>